

公益社団法人日本都市計画学会関西支部運営規則

1993年5月14日制定
2018年2月2日最終改正

【委員会の設置】

第1条 公益社団法人日本都市計画学会（以下「本学会」という。）関西支部規程第16条の規定により、次の委員会を設置する。

- (1) 総務委員会
- (2) 企画委員会
- (3) 編集・広報委員会
- (4) 国際・交流委員会
- (5) 関西まちづくり賞委員会
- (6) 研究発表委員会
- (7) その他の特別委員会

【委員会の事務分担】

- 第2条 総務委員会は、関西支部（以下「本支部」という。）の総務に関する事務を担当し、本学会の常置委員会、事務局等（以下「本部」という。）との連絡調整を行う。また、支部会員に関する事務と、本支部の会計に関する事務を担当するとともに、本支部のウェブサイトに関する事務を統括し、情報システムの整備と活用に関する事務を担当する。
- 2 企画委員会は、本支部の行う学術活動、都市計画の実施事例の調査研究、事業の企画及びその実施に関する事務を担当し、本部の事業実施に協力する。
 - 3 編集・広報委員会は、支部会員への広報に関する事務を担当し、本学会発行の機関紙等の編集・広報活動に協力する。
 - 4 国際・交流委員会は、都市計画に関する国際的学術交流及び会員間の交流の企画並びにその実施に関する事務を担当し、本部の国際交流に関する事業に協力する。
 - 5 関西まちづくり賞委員会は、別に定める「関西まちづくり賞顕彰要綱」に則り、関西まちづくり賞の募集、選考、表彰に係る事務を担当する。
 - 6 研究発表委員会は、都市計画に関する調査研究論文を募集し、その発表会を開催する。
 - 7 特別委員会の事務分担は、幹事会が定める。

【委員会の構成及び委嘱】

- 第3条 各委員会は、委員長1名、副委員長及び委員若干名によって構成する。
- 2 委員長は、委員会を総括し、その活動状況を適宜幹事会に報告しなければならない。
 - 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。
 - 4 委員長及び副委員長は、幹事の中から支部長が委嘱する。
 - 5 委員は、支部会員の中から支部長が委嘱する。
 - 6 委員長、副委員長及び委員の任期は、2年とする。ただし、再任はさまたげない。
 - 7 その他の特別委員会の委員長及び副委員長には、第4項及び前項の規定は適用しない。

【規則の改正】

- 第4条 この支部運営規則は、幹事会の議決により改正することができる。
- 2 前項の規定によりこの支部運営規則を改正したときは、理事会に報告するものとする。

附 則

この細則は1993年5月14日から施行する。

附 則

この細則は1993年11月12日から施行する。

附 則

この細則は1998年12月25日から施行する。

附 則

この細則は2001年3月21日から施行する。

附 則

この細則は2003年3月19日から施行する。

附 則

この細則は2007年3月16日から施行する。

附 則

この細則は2008年3月13日から施行する。

附 則

この細則は2009年3月12日から施行する。

附 則

この細則は2010年5月27日から施行する。

附 則

この細則は2011年5月31日から施行する。

附 則

この細則は2013年10月11日から施行する。

附 則

この支部運営規則は2016年3月4日から施行する。

附 則

この支部運営規則は、2018年2月2日から施行する。(2018年4月12日 理事会報告)